

令和8年度
コミュニティ活動設備整備事業補助金
募集要項

令和8年4月

	<p>申請書提出・問合せ先 〒287-8501 香取市佐原口 2127 香取市役所 生活経済部 市民協働課 市民協働班 TEL:(50)1261 FAX:(52)4566 E-Mail:shimin10@city.katori.lg.jp</p>	
--	--	--

目次

I 応募概要	1
1 応募要件	1
2 対象事業の要件	1
3 補助対象経費	1
II 応募方法・募集期間	2
1 応募方法	2
2 応募締切	2
3 提出・問合せ先	2
III 決定方法について	2
1 審査・選考方法について	2
2 審査の基準	2
IV 事務手続きの流れについて	3～4
巻末：交付申請書関係書類及び記入例、備品管理規程作成例	5～11

市では、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げ、コミュニティの健全な発展を図るため、地域活動に直接必要な設備の整備について、費用の一部を補助します。この度、令和8年度の実施団体を募集します。

I 応募の概要

1 応募要件

区・町内会・自治会等（連合会組織及び組組織を含む。）のコミュニティ組織が対象です。区等の団体であっても、専ら趣味等に限定した事業や愛好会等が活動する単一の事業の団体は対象となりません。

2 対象事業の要件

- (1) コミュニティ活動に必要な設備の整備に要する経費の2分の1（千円未満の端数切り捨て）
- (2) 整備に要する経費の総額が20万円以上とし、補助金額は30万円を限度とする。
- (3) 他の補助金等の交付を受けないもの。
- (4) 交付を受けた事業であっても実施してから10年を経過しているもの。ただし、災害等により緊急を要する場合はこの限りでない。
- (5) 耐用年数が一年以上のもの。
- (6) 政治、宗教及び営利活動を目的としない活動であること。ただし、コミュニティ活動事業において、地域の伝統行事など地域住民の親睦を深め、地域コミュニティの醸成を図る目的の事業において、審査の上市が妥当と認めるときは、この限りでない。

【 事業例 】

- ・ 地域のおまつり用具（太鼓、神輿、下座用具、屋台用機材 など）
- ・ 運動会、体育祭用具（テント、音響アンプ、スピーカー、ワイヤレスマイクセット、発電機、スポーツ用具 など）
- ・ 地域の美化・清掃用具（簡易物置、除草用刈払機、側溝蓋上げ機 など）
- ・ 広報、情報発信活動（掲示板、パソコン、大型プリンター など） など

3 補助対象外経費

- (1) 消耗品や耐用年数が一年未満のもの
- (2) 各戸配布を目的とするもの
- (3) 個人宅や店舗等に設置または所有するもの
- (4) 特定の団体や管理組合等で使用または所有するためのもの
- (5) 車両等の購入
- (6) 用地取得費、建物等の使用もしくは取得費用（簡易物置を除く。また、コミュニティ助成事業又は香取市山車保存整備事業補助金で補助対象事業のもの。）
- (7) 廃棄、解体、撤去、移設、移転、処分等のみを目的とする事業
- (8) 運搬費、配送料、諸手数料
- (9) 消費税以外の租税公課（リサイクル料 など）

Ⅱ 応募方法・募集期間

1 応募方法

補助金等交付申請書（本書5ページ）に必要事項を記入し、添付書類と併せ、市民協働課に提出してください。なお、事前協議が済んでいるものは、小見川・山田・栗源の市民活動支援センターを経由して提出することも可能です。申請書類は、市民協働課及び各市民活動支援センターにあります。

また、香取市ホームページ（<http://www.city.katori.lg.jp>）からもダウンロードできます。

※「トップページ」⇒「暮らし・手続き」⇒「市民活動」の順にお進みください。

【補助金等交付申請書添付書類】

- ・事業収支予算書（本書6ページ）
- ・事業計画書（本書7ページ）
- ・団体の規約
- ・備品管理規程
- ・カタログ等（新規備品購入の場合）
- ・現況写真（買換えの場合）

※上記の他、必要に応じて団体の予算書や年間活動計画書など、活動実績のわかる資料の提出を求める場合があります。

2 応募受付期間

令和8年4月6日（月）から5月29日（金）まで

3 提出・問合せ先

香取市役所 生活経済部 市民協働課 市民協働班

TEL:(50)1261 FAX:(52)4566

E-Mail: shimin10@city.katori.lg.jp

Ⅲ 決定方法について

1 審査・選考方法について

選定委員会において（6月頃予定）審査を行い決定します。

2 審査の基準

次の4項目を基準とした審査となります。

(1) 公益性	・特定の個人や団体の利益事業でないか。 ・他の補助金等と重複して交付されている事業でないか。
(2) 緊急性、 地域貢献性	・事業の緊急性は高いか。 ・地域の課題をとらえ、解決する事業であるか。 ・地域の特性が十分活かされているか。 ・地域の活性化・連帯感の醸成に貢献する事業であるか。
(3) 具体性、妥当性	・事業の内容が明確で、計画の現実性は高いか。 ・団体の運営は、自主的に適正に行われているか。
(4) 意欲度、熱意	・積立金をするなど、自助努力は認められるか。 ・創意工夫はみられるか。

IV 事務手続きの流れについて

手続き及び期間	具体的な手続き	備考
応募 令和8年4月6日(月)～ 5月29日(金)	「補助金等交付申請書」など必要な書類を作成し、市民協働課（市役所2階）に提出してください。（事前協議が済んでいるものは、小見川・山田・栗源の市民活動支援センターを經由して提出することも可能です）。	【提出書類】 ・補助金等交付申請書 ・事業収支予算書 ・事業計画書 ・見積書の写し ・団体の規約 ・備品管理規程 ・カタログ等（新規備品購入の場合） ・現況写真（買換えの場合） ※上記の他、必要に応じて団体の予算書や年間活動計画書など、活動実績のわかる資料の提出を求める場合があります。
提出書類の確認	提出された書類により、応募要件を満たしているかなどを市民協働課で確認します。	
審査	選定委員会において、提出された申請書類等による審査を実施します。	
応募事業に対する採択・ 不採択の結果通知 （補助金の交付決定）	選定委員会において書類審査を行い決定します。 採択団体には「補助金等交付決定通知書」を、不採択団体にはその旨を通知します。	
事業の実施 令和9年3月31日まで	事業計画書に基づき、当初の目標や目的を達成する意識をもって実施して下さい。 <u>※事業の進捗により申請時から事業費や事業内容が変更となる場合は、ただちに市民協働課へご相談ください。</u>	・事業の開始は「補助金等交付決定通知書」を受領後となります。 ・補助金の概算払も可能です。 ・事業の周知のため、市HPへの掲載などにより協力いただく場合があります。

事業報告書の提出	事業終了後、ただちに実績報告書等の必要書類を提出して下さい。	【提出書類】 <ul style="list-style-type: none"> • 補助事業等実績報告書 • 事業収支決算書 • 事業報告書 • 支払関係書類（領収書写しなど） • その他（実施状況写真、成果物など）
補助金交付額の確定	提出された書類などにより、実施された内容などが適正であることを確認し「補助金等交付額確定通知書」を送付します。	
補助金請求及び精算手続き	交付額の確定により「補助金等交付請求書」を提出して下さい。 <u>※概算払を受けた際、補助金に余剰金が生じた場合には、市へ返還していただきます。</u>	

※補助金の交付決定後、実績報告書等の必要書類について、交付決定を受けた団体へ送付します。

第1号様式(第3条第1項)

補助金等交付申請書

年 月 日

香取市長 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称及び代表者の氏名)

電話番号

補助金等の交付を受けたいので、香取市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助事業等	名称	
	目的及び内容	
	効果	
経費所要総額		円
交付申請額		円
着手及び完了予定年月日	着手(予定) 年 月 日 完了(予定) 年 月 日	
その他参考事項		

【添付書類】

- ・事業収支予算書(※所定の様式があります。)
- ・事業計画書(※所定の様式があります。)
- ・見積書の写し
- ・団体の規約
- ・備品管理規程
- ・カタログ等(新規備品購入の場合)
- ・現況写真(買換えの場合)

補助金等交付申請書添付書類-1

事業収支予算書

歳入

項目	予算額(円)	積算説明	備考
合計			

歳出

項目	予算額(円)	積算説明	備考
合計			

(補助金等交付申請書添付書類-2)

事業計画書

団体名 _____

1 共通項目

(1) コミュニティ活動の実施状況及び課題

(2) 事業計画の内容

(3) 期待される効果

2 施設、設備又は備品を整備する場合

(1) 管理者

(2) 保管（設置）場所（保管（設置）場所が分かる図面を添付）



令和〇〇年〇〇月〇〇日

香取市長 様

申請者 住所 香取市佐原口2127
 氏名 〇〇区
 区長 〇〇 〇〇
 電話番号 0478-〇〇-〇〇〇〇

補助金等の交付を受けたいので、香取市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助事業等	名称	太鼓の整備
	目的及び内容	当区では、区民が一体となって行う行事として、「祭礼」があるが、太鼓の破損により、実施が困難な状況に陥っている。祭礼を一層活性化し、地域コミュニティの更なる醸成を図るため、破れた太鼓の革の張替えを行う。
	効果	太鼓を整備することにより、祭礼の一層の活性化と伝統行事の保存継承、当区民の融和を図ることをもって、地域コミュニティの更なる醸成が図られる。特に、当地区の子供たちへの祭囃子や踊りの演奏の指導を行うなど積極的な活用が見込まれ、多くの担い手の育成に繋がる。
経費所要総額		700,000 円
交付申請額		300,000 円
着手及び完了予定年月日		着手(予定) 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完了(予定) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
その他参考事項		

【添付書類】

- ・事業収支予算書(※所定の様式があります。)
- ・事業計画書(※所定の様式があります。)
- ・見積書の写し
- ・団体の規約
- ・備品管理規程
- ・カタログ等(新規備品購入の場合)
- ・現況写真(買換えの場合)

収支予算書

歳入

項目	予算額(円)	積算説明	備考
補助金	300,000	コミュニティ活動設備整備 事業補助金	
自己資金	400,000	〇〇区会計より	
合計	700,000		

歳出

項目	予算額(円)	積算説明	備考
太鼓整備	700,000	太鼓の革の張替え	
合計	700,000		

事業計画書

団体名 〇〇区

1 共通項目

(1) コミュニティ活動の実施状況及び課題

区の活動としては、ゴミゼロ運動や通学路の除草などの環境美化活動、消防団、子ども会や老人クラブなど各種団体への助成や支援を行っております。区民全体が参加できる行事は、「〇〇祭礼」が中心行事となっています。

現在、若い年代が中心となり、下座などの伝統芸能の継承により、祭りを維持しているところです。

近年、社会情勢などの影響により、近所づきあいなどが減少しつつあり、地域コミュニティの崩壊の危機にあります。当区の地域コミュニティの存続には、全区民参加の「〇〇祭礼」の継承こそが、重要課題であると考えています。

(2) 事業計画の内容

太鼓の整備(太鼓の革の張替え)

(3) 期待される効果

本事業の実施により、複数の世代がかかわる祭礼の継続による地域コミュニティの醸成、脈々と繋いできた伝統文化である「〇〇祭礼」の下座の継承を後世に伝え残すことができます。

2 施設、設備又は備品を整備する場合

(1) 管理者

〇〇区 区長 〇〇 〇〇

(2) 保管(設置)場所 (保管(設置)場所が分かる図面を添付)

香取市佐原口〇〇番地 〇〇コミュニティセンター

〇〇備品管理規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇活動を通じて、地域の振興、地区住民のふれあいと連帯に寄与することを目的とし、地域振興事業により購入した〇〇の適正な使用及び管理をすることを目的とする。

(責任者とその任務)

第2条 〇〇の管理を行うため、次の各号に掲げる責任者を置くものとし、その任務は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理責任者

管理責任者は、〇〇とし、〇〇の総括的な管理責任を負うものとする。

(2) 使用責任者

使用責任者は、〇〇とし、管理責任者の指揮監督を受け、備品の管理について直接的責任を負うものとする。

(保管場所)

第3条 〇〇の保管場所は、〇〇とする。

(使用日誌)

第4条 使用責任者は、使用日誌を備え付け、使用の都度、必要事項を記載し点検しなければならない。

(修理申請)

第5条 使用責任者は、〇〇の修理等を必要とするときは、管理責任者に申請しなければならない。

2 管理責任者は、前項の修理申請があったときは、速やかに必要な処置を講じるものとする。

(事故報告)

第6条 使用責任者は、事故等により〇〇に損傷があったときは、管理責任者に速やかに報告しなければならない。

2 管理責任者は、前項の報告があったときは、速やかに必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。